

「当機構が保有する株式等について」に関する主な質疑応答

No.	質 問	回 答
1	なぜ、今このタイミングで、保有する株式等の売却について公表するのか？	<p>■昨年11月25日に成立した法改正に関する国会での審議等を踏まえ、保有する株式等の売却を行うことも検討することになりました。</p>
2	「国会での御審議等」とはどのような内容か？	<p>■今回の法改正では、例えば、以下の事項が審議されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関による株式持合いの解消が進んでいる中で、機構の株式の買取りを継続する必要があるのか。 ・株式処分による損失や株式市場の影響を極力回避する条件を満たしている現状において、機構は株式等を早期に市場へ売却し、機構のリスクを減らしていく必要があるのではないか。 <p>■また、今回の改正法案に対して以下の附帯決議が付されました。</p> <p>政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 銀行等保有株式取得機構が保有する株式等については、市場の状況及び国民負担につながる損失回避等を勘案しつつ、その処分を早期に進めるよう最大限の努力をし、処分後において、同機構は、速やかに解散すること。
3	株式等の処分はいつ開始するのか？	<p>■今年度から開始することを検討しております。</p> <p>■ただし、株式等の売却は、市場の活況傾向が安定的に認められる時期に促進し、低迷傾向が認められる時期に抑制することを基本としているため、市中売却の開始時期を断定的に申し上げることはできません。</p>
4	売却額はどの程度の規模になるのか？	<p>■株式等の売却は、「市場の活況傾向が安定的に認められる時期に促進し、低迷傾向が認められる時期に抑制することを基本」としており、単年度の売却額は定まっておりません。</p> <p>■なお、単年度における処分は、当面の間、株式等の新たな買取りの範囲内とすることを検討してまいります。</p> <p>■因みに、平成28年度における株式等の買取実績は約1,100億円です。</p>
5	「当面の間」とは、いつまでか？	<p>■現時点で具体的な期限は定めておりませんが、当機構による株式等の売却に伴う市場への影響等を慎重に見極めながら、今後検討してまいります。</p>

No.	質 問	回 答
6	「新たな買取りの範囲内」とは、どういうことか？	<p>■市場への影響を軽減する観点から、保有する株式等の売却再開当初は売却額が買取額の範囲内となるよう、売却額の上限を設定するものです。</p> <p>■因みに、平成28年度における株式等の買取実績は約1,100億円です。</p>
7	「買取り時期などにも配慮」とあるが、具体的にはどういうことか？	<p>■具体的な市中売却の対象株式等については、市場への影響を考慮し非公表としております。</p> <p>■なお、当機構による株式等の買取業務は平成14年2月より実施しております。買取り時期の早い銘柄を優先的に売却することを検討してまいります。</p>
8	直近変更前の処分方針に「十分な時間を費やして処分する」と謳っていたのに、市況が活況であればすぐにでも売却する、ということか？	<p>■公表文の通り、処分については、買取り時期にも配慮して検討してまいります。</p> <p>■従前より、対象株式等市場の活況傾向が認められる時期に処分を促進し、低迷傾向が認められる時期に抑制することを基本としており、処分時期の分散等に配慮することは不変です。なお、従前の処分方針の「十分な時間を費やして処分する」とは、処分にあたり分散処分する等により十分な時間を費やすとの趣旨です。</p>
9	株式等の売却はどのような方法で行うのか？	<p>■株式等の売却方法については、立会内取引による売却を原則として考えております。</p> <p>■具体的な売却方法や計画については、市場への影響を考慮し非公表としております。</p>